災害時用備蓄品(簡易パーティション) 購入 に係る一般競争入札の実施について

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。

令和7年8月1日宮崎市長 清山 知憲

入札に参加する者は、関係法令に定めるもののほか、下記事項を順守のうえ、入札 しなければならない。この場合において、当該仕様書に疑義がある場合は、担当課に 説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てる ことはできない。

記

- 1 条件付一般競争入札に付する事項
- (1)物品及び数量簡易パーティション 4,288台
- (2) 物品の性能等 仕様書のとおり
- (3)納入期限 令和8年3月31日
- (4)納入場所 旧宮崎市立生目台西小学校
- (5) 入札方法

上記の物品について、入札を実施する。

また、落札決定は、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 契約に係る特約事項
- (1) 宮崎市は、この入札に係る契約期間において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、契約を解除するものとする。
 - ① 契約の相手方が契約事項に違反した場合
 - ② 契約の相手方が暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団員 (同条第6号に規定する暴力団員をいう。) と密接な関係を有するものであると認められた場合

- (2) 宮崎市は、契約の解除によって生じた契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- (3) 本案件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第7号)第3条の規定による宮崎市議会の議決が必要であるため、落札者は本市と仮契約を締結し、議会の議決後に本契約となる。また、この契約が宮崎市議会の議決を得られなかった場合においては、発注者は受注者に対して一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

3 入札参加者の資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ① 宮崎市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、第一希望業種が 「消防・防災用品」であること。
- ② 宮崎市内に本店を有する者であること。
- ③ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ④ 納入する物品の性能が仕様を満たし、確実に物品の設定ができると認められる者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 本件の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市入札参加資格停止要綱(令和7年4月21日告示第368号)による入札参加資格停止を受けていない者であること。

4 入札参加資格に係る書類の提出

- (1)入札に参加しようとする者は、宮崎市に対して、別紙様式1による「条件付一般 競争入札参加申込書」を提出しなければならない。
- (2) 条件付一般競争入札参加申込書の提出場所

宮崎市総務部契約課物品係

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 電話 0985(21)1725

- (3)条件付一般競争入札参加申込書の受付期限 令和7年8月21日(木)午後4時30分
- (4)提出方法

持参又は送付とする。ただし、送付は、書留郵便に限る。

(5) 事前審査の実施

宮崎市は、「条件付一般競争入札参加申込書」を提出した者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。なお、宮崎市が必要と認めた場合には、入札に参加しようとする者に対して、個別に聞き取りを行い、提出書類の修正を求める場合がある。なお、事前審査において、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準を満たさなかった場合には、入札への参加を認めない。

(6) 事前審査結果の通知

事前審査終了後、審査基準を満たしている場合には、通知は行わない。なお、 審査基準を満たさなかった場合には、令和7年8月25日(月)までに通知するも のとする。 5 契約条項の掲示、仕様書等の交付

契約条項を掲示し、仕様書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとし、仕様 書等の関係書類は、宮崎市のホームページからダウンロードできるものとする。

(1) 場所

(掲示) 宮崎市役所 本庁舎前掲示場 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

(交付) 宮崎市総務部契約課 電話 0985(21)1725 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 第二庁舎3階

(2)期間

令和7年8月1日(金)から令和7年8月26日(火)まで (土曜日及び日曜日を除き、午前9時から午後4時30分まで)

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。なお、この入札に関する質疑がある場合には、令和7年8月8日(金)午後4時30分までに書面により、提出すること。

< 提出場所 >

宮崎市総務部契約課物品係

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 電話 0985(21)1725

- 7 入札及び開札
- (1) 入札の場所及び日時
 - ① 場所

宮崎市役所 第二庁舎 3 階 契約課第一入札室

② 日時

令和7年8月26日(火) 午前10時00分

- (2)入札に参加する者は、下記により、別紙様式2による「入札書」を提出しなければならない。
 - ① 入札書の提出方法は、入札の日時に入札の場所への持参のみとする。
 - ② 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による「委任状」を提出するとともに、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)しなければならない。
 - ③ 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合、当該 訂正部分に押印しなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正すること ができない。
- (3) 開札には、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。
- (4) 開札した場合において、落札者がないときは、再度の入札を行う。
- (5) 競争入札参加者が談合し、又は不穏な挙動をとるなど、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、開札の執行を延期又は取り消すものとする。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の

納付を免除する。

- ア 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結したとき。
- イ 契約の性質又は目的により契約保証金を納付させる必要がないと認められ、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。
- ウ 議会の議決が必要な場合には、議決後に、契約保証金の納付又は契約保証金に 代わる担保の提供もしくは保証を付すものとする。
- 9 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加する ことはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が行った2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合その他不正の行為があった入札
- 10 落札者の決定方法
- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- 11 物品を所管する担当課の名称及び所在地

宮崎市危機管理部危機管理課

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 電話 0985(21)1730

12 入札及び契約の手続きで使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

【 問い合わせ先 】

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市総務部契約課物品係

電話 0985(21)1725 ファクス 0985(23)5517